第八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九号中「、研究開発」を「に関する事務のうち情報システムに係るもの並びに研究開発」に改め、「その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備」及び「（科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号を削り、同条第十一号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術、原子核科学技術、情報科学技術、物質・材料科学技術（物質に関する科学技術であって材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。第六十九条において同じ。）並びにライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術に係るものに関すること。

第八条中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、同条第二十号中「利用」を「医学的利用」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、第二十三号から第二十六号までを五号ずつ繰り上げる。

第二十六条中「調査企画課　生涯学習推進課」を「生涯学習推進課　情報教育課」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条を削る。

第二十九条第一号中「他課」の下に「及び参事官」を加え、同条第三号、第四号及び第八号から第十号までの規定中「参事官」を「情報教育課」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報教育課の所掌事務）

第二十九条　情報教育課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる事務にあっては、高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　情報教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　情報教育のための補助に関すること。

三　情報教育の基準の設定に関すること。

四　生涯学習に係る機会の整備（学習情報の提供に係るものに限る。）の推進に関すること。

五　教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

七　社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

八　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三十条第一号、第三号、第七号及び第八号中「並びに生涯学習推進課、男女共同参画学習課及び参事官」を「及び他課」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（参事官の職務）

第三十二条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職業についての知識及び技能の習得の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

二　地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三　外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

第五十四条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「三課並びに計画官一人及び国際交流官一人」を「五課」に、「基盤政策課　産業連携・地域支援課」を「企画評価課　人材政策課　研究開発基盤課　産業連携・地域支援課」に改める。

第五十五条第二号中「基盤政策課、産業連携・地域支援課、計画官及び国際交流官」を「他課」に改め、同条第三号中「基盤政策課及び国際交流官」を「人材政策課及び産業連携・地域支援課」に改め、同条第四号中「基盤政策課及び国際交流官」を「人材政策課」に改め、同条第六号中「の振興」を削り、「年次報告」を「研究開発に係る国際交流の助成」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

第五十五条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を削り、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

十　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

第五十八条及び第五十九条を削る。

第五十七条に次の一号を加える。

五　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに関すること。

第五十七条を第五十九条とする。

第五十六条の見出し中「基盤政策課」を「人材政策課」に改め、同条中「基盤政策課」を「人材政策課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（研究開発基盤課の所掌事務）

第五十八条　研究開発基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること（研究振興局及び産業連携・地域支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること（政策課及び産業連携・地域支援課の所掌に属するものを除く。）。

三　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に関する事務の総括に関すること。

四　基盤的研究開発に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

五　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六　放射線の利用に関する研究開発に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

七　放射性同位元素の利用の推進に関すること。